

平成22年国勢調査第2次試験調査結果を踏まえた今後の対応方針案

調査方法

1 調査票提出の周知方法の差異による調査票の回収状況

結果

- ・ 全体の回収率は、第1次試験調査に比べ、大きな差は見られないが、地域特性別にみると、ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域を除き、若干の改善が見られる。
- ・ 回収率の分布をみると、「新たな提出方法の強調周知型」に比べ、「多様な提出方法の並列周知型」のほうが回収率は高い（全体の回収率だけでなく、すべての地域特性において、「多様な提出方法の並列周知型」のほうが回収率が高い）。
- ・ 地域特性別にみると、すべての地域特性で「多様な提出方法の並列周知型」の回収率が高く、特に建物1棟でいくつかの調査区を構成しているオートロックマンションで、「多様な提出方法の並列周知型」の回収率が高い。

建物1棟でいくつかの調査区を構成しているオートロックマンションの回収率
強調周知型：約78%、並列周知型：約85%
- ・ 調査区内の世帯をよく知っていた地域では、特に「多様な提出方法の並列周知型」の回収率が高い（強調周知型：約89%、並列周知型：約97%）。
- ・ 当初の回収期間における回収率は、「多様な提出方法の並列周知型」の導入により第1次試験調査に比べ改善が見られる（1次：約64%、2次：約71%）。
- ・ 当初の回収期間における回収率は、ほぼすべての年齢階級で、「多様な提出方法の並列周知型」のほうが、「新たな提出方法の強調周知型」に比べ高い。
- ・ 調査票の提出方法に関しての世帯からの質問・意見の状況を、周知方法別にみても差異は見られないが、1調査区における質問のあった世帯数が「11世帯以上」の割合は、「多様な提出方法の並列周知型」では0%であるのに対し、「新たな提出方法の強調周知型」では約2%（調査員記録表）。

対応方針

- ・ 調査票は調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを世帯が自由に選択する方法とし、総務省統計局が指定する地域においてはオンラインによる回答も選択できることとする。また、調査票提出の周知方法は、「多様な提出方法の並列周知型」とし、調査票配布の際に調査票を収納する「調査票整理用封筒」に、「調査票の提出は、調査員への提出又は郵送による提出（若しくはオンラインによる回答）のいずれかの方法を世帯が自由に選択できます」という趣旨の文言を織り込む。
- ・ ただし、地域の実情に応じて、提出方法のいずれかを強調して周知することとしても差し支えない（例．強調する提出方法について、広報誌への記述、その旨を記述した書類を「調査票整理用封筒」に収納することなど）。
- ・ なお、市区町村への直接提出については、第2次試験調査結果によると、その割合は微少であることから、調査票の提出方法の1形態として周知は行わない。

2 オンライン回収の状況

結果

- ・ オンライン回収の割合は約2%(「多様な提出方法の並列周知型」では約3%)
 - 〔・ 第1次試験調査世帯アンケートによるオンライン回答希望者の割合：約10%〕
 - 〔・ 平成20年住宅・土地統計調査のオンライン回収(地域限定)の割合：約5%〕
- ・ オンライン回収の割合は、調査困難地域で比較的高い(建物1棟でいくつかの調査区を構成しているオートロックマンション：約5%)
- ・ オンラインで回答しなかった理由としては、「紙の調査票の方が回答しやすいから」(約41%)、「インターネットの設備がないから」(約39%)(世帯アンケート結果)
- ・ オンライン回答を途中までやってみたが、やめた理由としては、「紙の調査票の方が、わかりやすかったから」の割合(約51%)が高いが、「40歳代」以下では「エラーが発生して、先に進めなかったから」の割合が比較的高い。
- ・ 第1次試験調査世帯アンケート結果によると、「オンラインを利用して回答したい」世帯の割合は、全体では約10%となっているが、20歳代以下では25%以上と高く、また、オートロックマンションやアパート・マンションの居住世帯では約15%以上と高い。
- ・ 「オンライン回収率は低い。そのために各世帯に調査票IDを配布するのは効率が悪い」との都府県・市区町の事後報告会での意見。
- ・ 「オンライン調査操作ガイドは簡潔にしたほうがよい。1枚程度にできないか。」との都府県・市区町の事後報告会での意見。
- ・ 調査票に印刷されているインターネット回答用の調査票ID及び確認コードなどについて、世帯から質問があった調査区の割合は約3%。1調査区における質問のあった世帯数は、すべての地域特性で「1～5世帯」(調査員記録表)。

対応方針

(調査事務)

- ・ 調査票IDによる配り分けをやめ、オンライン調査用の調査対象者ID及び確認コードはオンライン調査操作ガイドに印刷し、調査員による簡易な配布方法に事務を改める。

(電子調査票・オンライン調査操作ガイド)

- ・ 回答のしやすさの向上の観点から、電子調査票について、PDF版の改善に加え、HTML版を作成する。
- ・ 調査書類の効率化並びに読みやすさ及びわかりやすさの観点から、オンライン調査操作ガイド(紙媒体)を可能な限り簡略化するとともに、操作説明の詳細な内容は、実際の操作画面で参照できるようにする。

(オンライン回収の実施地域)

- ・ 試験調査結果等によれば、オンライン回収の割合は全国的には低いものの、調査が困難といわれている若年単身者世帯やオートロックマンション等の居住世帯の回収状況の改善が期待される。

- ・ 一方、オンライン回収の導入は、調査員確保の観点から調査員の事務負担の軽減が求められている中、多様な回収方法への対応やIT関係の理解といった新たな事務を調査員に求めることとなる。
- ・ また、試験調査結果や世帯アンケート結果によれば、国勢調査のような世帯対象の統計調査において、オンライン回収の割合は全国的に低く、当初回収全体の回収率の向上への寄与はわずかである。
- ・ さらに、オンライン回収の割合が極めて低いと想定される地域もあり、特にそのような地域では、オンライン回収の導入により利便性が向上すると考えられる世帯は極めてわずかであるため、増加する調査員の事務負担やオンライン調査操作ガイド等の調査書類の作成・配布などの事務コストとの比較考量を慎重かつ十分に行う必要がある。
- ・ このようなことを総合的に勘案し、平成22年国勢調査におけるオンライン回収は、将来の本格導入に向けての試行的な運用と位置付け、調査が困難といわれている若年単身者世帯や共同住宅などが多く含まれる大都市を中心に、過去の世帯対象の統計調査においてオンライン回収を実施した市区町村など、総務省統計局が指定する市区町村における実施とする方向で検討を進める。
- ・ なお、平成22年国勢調査におけるオンライン回収は、全世帯の5%を許容できる仕様としているが、オンライン回収の実施地域の設定に当たっては、国勢調査の高い認知度に加えて、今後の広報やマスコミ報道の状況如何によっては、試験調査結果等に基づく回収率や、ログイン等のアクセス状況などの予測を大幅に上回る可能性も考慮することが重要である。

3 フォローアップ回収における調査員の配置方法の差異による調査票の回収状況

結果

- ・ フォローアップ回収対象世帯の回収率の分布をみると、「フォローアップ回収事務調査員継続型」に比べ、「フォローアップ回収事務調査員縮小型」(フォローアップ回収は調査票配布の調査員とは別の者の地域)のほうが回収率は若干高い。
- ・ 調査票を受け取った時と提出した時は「同じ調査員だった」と回答した人について、「調査票を受け取る時と提出する時は同じ調査員がよい」の割合が最も高く、「違う調査員がよい」の割合は1%以下となっている。また、「違う調査員だった」と回答した人については、「どちらでもよい」の割合が高いが、「違う調査員がよい」の割合は約10%と低い。また、「わからない・会っていない」と回答した人についても、「どちらでもよい」の割合が高く、「違う調査員がよい」の割合は1%台となっている(世帯アンケート結果)。
- ・ 「フォローアップ回収事務調査員縮小型については、調査票の配布・当初回収担当の調査員から、フォローアップ回収担当の調査員への調査状況の引継や情報共有が困難である」との市区町の意見。
- ・ 「フォローアップ回収は、調査員継続型のほうが調査員事務を円滑に行うことができる」との調査員の意見。
- ・ フォローアップ回収に関しての世帯からの質問・意見の状況をフォローアップ回収事務調査員の配置方法別にみても差異は見られない(調査員記録表)。
- ・ 当初回収期間中に不在であった世帯に対してフォローアップ回収を行っても、やはり不在で調査票を回収できないのが実状である(市区町の調査状況等記録表)。

対応方針

- ・ 「フォローアップ回収事務調査員縮小型」の回収率のほうが若干高いものの、調査票の配布・提出時の調査員について「違う調査員がよい」という世帯の割合は極めて低いこと、また、「フォローアップ回収事務調査員継続型」のほうが調査を円滑に実施することができるとの市区町及び調査員の意見を考慮し、調査票を配布・当初回収する調査員がフォローアップ回収事務も継続して行うこととする。

ただし、調査員確保対策の観点から、調査票の配布・当初回収と、フォローアップ回収を行う調査員を分離して行うことも可とする。

4 調査票配布時の不在世帯への訪問回数の上限設定

結果

- ・ 調査票配布時における調査員の1世帯当たりの平均訪問回数をみると2.2回。調査票配布時に3回訪問しても世帯と面接できなかった場合は、郵便受けに入れるなどして配布することとしたが、4回以上訪問した世帯の割合が15%を超えている。
地域特性別にみると、「ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域」では、5回以上訪問した割合が約15%と高い。
訪問回数別にみると、1回訪問して面接できた割合(43%)が最も高い。なお、3回以内の訪問で面接できた世帯の割合は、面接できた全世帯のうち約93%(調査員記録表)。
- ・ 「多様な提出方法の並列周知型」の調査員について、当初回収期間の訪問及び回収状況を、調査票配布時の世帯との面接状況別にみると、面接して調査票を配布した世帯から調査票を回収できた割合は約60%、平均訪問回数は1.8回となっているが、面接できずに調査票を配布した世帯から調査票を回収できた割合は約18%、平均訪問回数は3.0回となっている(調査員記録表)。
- ・ フォローアップ回収期間の訪問及び回収状況を、調査票配布時の世帯との面接状況別にみると、面接して調査票を配布した世帯から調査票を回収できた割合は約29%で、面接できずに調査票を配布した世帯から調査票を回収できた割合は約9%となっており、大きな差異がある(調査員記録表)。
- ・ 調査票の配布の際に、世帯が不在の場合の訪問回数について、「上限を設けたほうがよい」という意見のほうが、「上限を設けないほうがよい」という意見より割合が高い(調査員記録表)。
- ・ 「最終的に世帯面接できない場合、調査票等を郵便受けに入れるなどして配布することとしているが、この際、郵便受けが広告チラシ等であふれていることがあり、世帯が調査票を受け取ったかどうか不安」との調査員の意見。
- ・ 「調査票配布時に3回訪問のみでは調査は無理。回収率を上げるためには、7、8回と足を運ぶ必要がある」との指導員の意見。
- ・ 「不在世帯に10回以上訪問している熱心な調査員もいるので、上限を設けるのではなく、別の基準を設けるほうがよいのではないか」との都府県・市区町の事後報告会での意見。

対応方針

- ・ 世帯を正確に把握するため、また、世帯が調査票を記入・提出しようというインセンティブを促進するため、調査員が調査票配布時に各世帯の居住確認を行いつつ、世帯に調査票を直接配布することを原則とする。
ただし、不在世帯については、日や時間を変えるなどして少なくとも 回以上訪問することとし、さらに訪問を繰り返しても直接配布が困難と想定される場合には、郵便受け等に配布しても差し支えないこととする。

5 世帯に対する調査票の提出促進のための方策

結果

- ・ 「ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域」を除き、回収率は、第1次試験調査に比べ若干の改善が見られる。
- ・ 確認状の配布時期の変更により、「新たな提出方法の強調周知型」の当初回収率（約67%）は、同じ方法で実施した第1次試験調査（約64%）に比べ、若干の改善が見られる。

対応方針

- ・ 当初回収期間における「調査票の提出はお済みですか」（確認状）の配布時期について、第1次試験調査では特段指定しなかった。第2次試験調査では、休日明けの調査票の記入・提出が多かった第1次試験調査の実施状況を踏まえて、確認状の配布時期を木・金曜日としたところ、当初回収期間における回収状況に若干の改善が図られていることから、確認状の配布は週末直前とする。
- ・ 「ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域」における調査票の回収状況の改善方策については、調査方法の工夫のみならず、第2次試験調査世帯アンケート（国勢調査に関する認知度について）結果を踏まえ、広報・協力依頼の面からの方策を検討する。

このためには、関係団体からの助言を受けて、国民の理解と協力を得るための方策を検討する平成22年国勢調査関係者会議を広く地方公共団体にも拡大することが効果的であり、国・地方公共団体で連携して単身者に対する広報・協力依頼の戦略について、今後検討する。

6 学校の学生寮・寄宿舍における調査票の回収状況

結果

- ・ 学校の学生寮・寄宿舍における回収率は100%。
- ・ 「新たな提出方法の強調周知型」で調査を実施したものの、調査員が回収。
- ・ 「学生寮・寄宿舍では、管理人が学生の諸々の取りまとめを行っており、調査員である管理人が調査票を回収することについて、学生にとって抵抗はない」との都府県・市区町の事後報告会での報告。

対応方針

- ・ 管理人がいる建物（学校の学生寮・寄宿舍、病院、社会施設等）では、管理人を調査員として任命することを推進する。また、施設等の関係機関が関与する形態による調査の実施についても引き続き検討する。

調査票

1 調査票の設計の違いによる調査票の回収状況

結果

調査票（紙媒体）

- ・ 選択肢の説明、「電話番号」欄の配置等を従来並みとした調査票甲のほうが回収率は高い（調査票甲：約83%、調査票乙：約78%）。
- ・ 設計の違いによる世帯の意識に差異はなし（世帯アンケート）。
- ・ 調査票の書き方などについての質問・意見の状況について、調査票の種類別にみると、調査票甲のほうが世帯から質問があった割合が高い（調査員記録表）。

電子調査票

- ・ オンライン回収における電子調査票の記入漏れについての許容の範囲の違いによる回収率をみると、一部の調査項目に記入漏れがあっても送信が可能な仕様（調査票甲として集計：約 2.6%）のほうが、記入漏れがある場合には送信できない仕様（調査票乙として集計：約 2.2%）に比べ若干高くなっている。
- ・ オンライン回収における電子調査票の記入不備のない世帯の割合は、記入漏れがある場合には送信できない仕様（調査票乙として集計：約 79%）のほうが、一部の調査項目に記入漏れがあっても送信が可能な仕様（調査票甲として集計：約 77%）に比べ高くなっている。

対応方針

調査票（紙媒体）

- ・ 調査票（紙媒体）については、調査票甲のほうが、調査票乙に比べ、回収率がよいこと、次の「2 調査票の記入状況」のとおり、調査票乙は一部の調査項目で記入不備の割合の高いことから、平成22年国勢調査の調査票の設計は、説明文を従来どおり織り込んだ調査票甲を基本とする。

電子調査票

- ・ 調査票の回収状況と記入不備の状況を比較考量し、正確な統計を作成するという観点から、平成22年国勢調査におけるオンライン回収の電子調査票については、すべての調査項目について記入漏れのチェックを行い、記入漏れがある場合には送信できない仕様とする。

2 調査票の設計の違いによる調査票の記入状況

結果

(記入不備の有無の状況)

- ・ 記入不備のある世帯は全体の約2/3であり、世帯項目、世帯員項目のいずれかに記入不備がある世帯は全体のほぼ半数。調査票の回収方法別にみると、調査票の記入不備のない世帯の割合は、オンライン回収(約78%)、持参回収(約47%)、調査員回収(約31%)、郵送回収(約24%)の順となっている。
- ・ 調査票の種類別に、調査票の記入不備のない世帯の割合をみると、説明文を簡素化した調査票乙(約29%)と、従来並みに記述した調査票甲(約27%)で差異は見られない。

(世帯員項目の記入状況)

- ・ 記入不備の割合は、説明文を簡略化した調査票乙のほうが、調査票甲に比べておおむね高い。特に、「男女の別」、「国籍」、「世帯主との続き柄」及び「在学か否かの別」の記入漏れの割合が高い。
- ・ 「勤めか自営かの別」の選択肢の配列の違いによる記入状況について、差異はない。
- ・ 「勤めか自営かの別」欄の記入について、調査票甲、乙ともに選択肢のどれに該当するか「わかった」の割合が90%台と高い(世帯アンケート)。

(世帯項目の記入状況)

- ・ 記入不備の割合は、「世帯員の数」などで調査票乙のほうが調査票甲に比べて高い。
- ・ 「電話番号」について、調査票甲では調査票の下部に、調査票乙では調査票の上部に配置したところ、記入不備の割合は、調査票乙に比べて調査票甲のほうが高い。

対応方針

- ・ 全体としての記入不備の状況は、調査票の種類により差異は見られないが、説明文を簡素化した調査票乙では、「在学か否かの別」、「世帯員の数」などで記入不備の割合が高いことから、平成22年国勢調査の調査票の設計は、説明文を従来どおり織り込んだ設計とする。
- ・ 「電話番号」の記入不備の割合は、「電話番号」欄を調査票の上部に配置した調査票乙のほうが低いが、調査票乙では、「電話番号」の上部への配置により、「男女の別」、「世帯主との続き柄」等の記入漏れを誘発している可能性があるほか、調査票の回収率にも影響しているおそれがある。このことから、「電話番号」欄については、引き続き記入状況等の詳細分析を行い、調査結果の精度確保のための適切な配置方法を検討する。

3 「5年前の住居の所在地」及び「従業地又は通学地」の区分の記入状況

結果

- ・ 政令指定都市の「区」間の移動を正確に把握することができるかについて検証したところ、「5年前の住居の所在地」については、約90%が正確に記入されている。また、「従業地又は通学地」については、約85%が正確に記入されている。

対応方針

- ・ 従来の国勢調査では、大都市に居住する者について、「5年前の住居の所在地」及び「従業地又は通学地」について、大都市の区間移動を把握するため、「大都市用調査票」と「一般地域用調査票」の2種類を用意しているが、調査票の作成経費の効率化を図る観点から、「5年前の住居の所在地」及び「従業地又は通学地」の世帯の記入方法を変更することにより、「大都市用調査票」と「一般地域用調査票」を統合する。

なお、「5年前の住居の所在地」及び「従業地又は通学地」の「他の区・市町村」に該当する場合にのみ所在地を記入する方式とし、特に同じ市内でも区間移動を把握する政令指定都市における記入の正確性を確保する観点から、『調査票の記入のしかた』において「同じ区・市町村」の記入に当たっての説明内容の充実を図る。

4 「5年前の住居の所在地」及び「従業地又は通学地」の市区町村コードの付与

結果

- ・ 「5年前の住居の所在地」について、調査票に記入された文字をOCR入力機で読み取り、コンピュータで市区町村コードの符号付けを行った結果、正しく符号付けされた割合は約84%、誤って符号付けされた割合は約1%。調査票の種類別にみると、正しく符号付けされた割合は、「5年前の住居の所在地」における所在地の記入方法を「都道府県」、「市区町村」及び「政令指定都市の区名」に変更した調査票乙と、従来の「都道府県」、「市郡支庁」、「区町村」を記入する方法の調査票甲は同率（約84%）。
- ・ 「従業地又は通学地」の所在地について、正しく符号付けされた割合は約81%、誤って符号付けされた割合は約1%。調査票の種類別にみると、正しく符号付けされた割合は、調査票乙（約79%）に比べ調査票甲（約82%）のほうが若干高い。

対応方針

- ・ 世帯記入の都道府県・市区町村名に基づく市区町村コードへの自動コーディングの可能性についての検証で用いたOCR入力機は、平成17年国勢調査で使用したものであり、必ずしも市区町村コードの自動コーディングに十分対応しているわけではないが、結果として約8割が正しく市区町村コードに自動コーディングされていることから、市区町村コードの自動コーディングの正確性を確保するため、平成22年国勢調査で調達するOCR入力機の機能要件に市区町村コードの自

動コーディング機能を盛り込むこととし、市区町村コードは自動コーディングにより付与する。

- ・ 「5年前の住居の所在地」及び「従業地又は通学地」における所在地の記入方法を従来の「都道府県」、「市郡支庁」及び「区町村」とするか、「都道府県」、「市区町村」及び「政令指定都市の区名」に変更するかについては、今後、市区町村コードの自動コーディング機能を織り込んだOCR入力機で、どちらの記入方法が妥当であるかを再検証する。

1 調査票の回収状況の把握・管理の方法

結果

調査書類配布前の自宅での準備及び『世帯名簿』に対応した調査票の配り分け

- ・ 調査員回収分の『調査書類整理用封筒』から取り出した調査票の調査区番号・世帯番号等の記入漏れの件数は、市区町村コード：248件、調査区番号：97件、世帯番号：114件。調査員回収分の世帯に占める割合（記入漏れ率）は、それぞれ約7%、約3%、約3%（市区町の調査状況等記録表）。
- ・ 調査員が、世帯に調査書類を配布する前に、自宅で調査書類に必要な事項を記入し、『調査書類整理用封筒』に収納することについて、「調査票IDの理解に時間を要した」、「調査票ID及び「世帯番号」を正しく対応付けして『調査書類整理用封筒』に収納できているか確認するのに時間を要した」との調査員の意見。
- ・ 「世帯名簿番号・行番号・調査票ID・調査区番号・世帯番号など番号が多く、それらが関連していることがわかりにくいため、大切な点を見落とし、配布した調査票の把握ができない」、「『世帯名簿』と調査票の調査票IDを一致させて配布するのは困難（世帯への調査票2枚配布時、世帯の紛失による調査票再配布時など）」との指導員の意見。
- ・ 「調査票IDによる管理など手段を細かくし過ぎると、調査員の引き受け手がいなくなるなど、調査の実施自体が難しくなる」との指導員の意見。

指導員による世帯名簿の清書

- ・ 指導員による世帯名簿の清書に要した時間は、1調査区当たり平均約48分（指導員記録表）。
- ・ 「調査員が『世帯名簿』と調査票の調査票IDを合わせなかったため、『世帯名簿』の清書に非常に苦労した」との指導員の意見。
- ・ 「カーボン複写式の『世帯名簿』は、訂正時に消しゴムが使えないので困る」、「用紙が複写式になっていて使いにくかった。清書ではなくコピーでよいのではないか」との指導員の意見。

調査票未提出世帯の特定

- ・ 調査票未提出世帯の特定に要した時間は、1調査区当たり平均約12分（指導員記録表）。
- ・ 調査員が、世帯名簿と調査票の調査票IDを対応させずに、調査票を配布してしまい、世帯名簿と調査票の調査票IDが不一致となる事例について、市区町持参分及び統計局回送分では、1件当たりの照合・訂正時間：10.6分、1調査区当たりの不一致件数：7.8件。郵送回収分では、1件当たりの照合・訂正時間：10.5分、1調査区当たりの不一致件数：4.2件（市区町の調査状況等記録表）。
- ・ 「郵送提出されてから「受付状況確認リスト」が登録されるまでの時間が長い。郵送提出の状況について役所に尋ねても、提出の確認がとれない世帯

があった」との指導員の意見。

- ・ 「世帯からの調査票の郵送提出先を一元化したものの、調査区番号等が記入不備の調査票は、総務省統計局から市区町に回送され、市区町において調査区番号等を補記することとしたが、この調査票の回送により、タイムラグが発生し、調査票の受付状況の把握に遅延が発生」との都府県・市区町の事後報告会での報告。
- ・ 「世帯名簿と調査票の調査票IDが不一致の場合、世帯名簿を訂正し、その上で調査票未提出世帯を特定することは、かなりの時間を要し、平成22年国勢調査の実務としては困難」との都府県・市区町の事後報告会での意見。

調査票未提出世帯の調査員への伝達

- ・ 調査票未提出世帯の調査員への伝達に要した時間は、1調査区当たり平均約24分（指導員記録表）。
- ・ フォローアップ回収期間中において調査票の提出状況を調査員に伝達する頻度、手段としては、「電話で伝達」、「伝達は調査員1名につき1回のみ。パソコンのメールで伝達」、「フォローアップ回収期間中の提出状況は、その都度連絡」（指導員記録表）。
- ・ 「指導員を経由すると時間がかかるので、市区町村から直接調査員に指示したほうがよい」との市区町の意見。
- ・ 「試験調査の実施規模であれば、調査票未提出世帯の調査員への伝達を電話で行うことは可能であるが、平成22年国勢調査において電話連絡を行うことは現実的ではない」との指導員の意見。
- ・ 「フォローアップ回収期間中に、毎日、「受付状況確認リスト」を確認して、調査票の受付状況を指導員に連絡することは困難である」、「世帯が調査票を郵送で提出してから、「受付状況確認リスト」に登録されるのに、3～5日かかるため、行き違いのトラブルが危惧される」との市区町の意見。

対応方針

調査書類配布前の自宅での準備及び『世帯名簿』に対応した調査票の配り分け

- ・ 世帯からの郵送提出先の一元的については、（調査区番号、世帯番号は不読・誤読の懸念があることから）OCR入力機等で調査票を確実に識別する調査票IDが必須であるが、試験調査という極めて少数の調査員でも調査票IDの誤配布が発生。平成22年国勢調査において、調査票IDを正確に取扱うことは困難であり、調査票及び世帯名簿には、調査票IDの印刷は行わない（オンライン調査用の調査対象者ID及び確認コードはオンライン調査操作ガイドに印刷）。

指導員による世帯名簿の清書

- ・ 調査票未提出世帯の調査員への伝達に当たっては、指導員が行った「複写式の世帯名簿の清書」ではなく、市区町村における「複写機による世帯名簿の複写」を行う。

調査票未提出世帯の特定

- ・ 上記のほか、「審査は紙の調査票で行ったほうがよい」との市区町の意見を踏まえ、郵送による提出状況を総務省統計局で一元的に把握・管理して市区町村に情報をフィードバックする方法ではなく、世帯からの郵送提出先は市区町村とし、調査区番号及び世帯番号を基に、市区町村において郵送による提出状況を把握・管理する。
- ・ 併せて、市区町村における郵送提出された封筒（調査票）の調査区番号順への並べ替えを行うための人員・場所の確保のための予算措置を講じるほか、作業手順なども具体的に提示する。
- ・ 調査票の調査区番号の記入漏れ等により、郵送提出調査票の把握・管理に支障を来たさないよう、調査員に対する調査区番号の記入の徹底を図るほか、郵送提出用封筒に調査員氏名を記入することにより、調査員氏名から調査区番号を特定する措置を講じる。

調査票未提出世帯の調査員への伝達

- ・ 調査票未提出世帯の調査員への伝達の方法については、電話・FAXなどの方法のみならず、別途の方法も検討する（例.調査員事務打合せ会の会場となる公民館などに市区町村及び調査員のそれぞれが出向いていることと同様に、市区町村内の数箇所の会場に、市区町村及び調査員のそれぞれが出向くなどの方法）。

2 世帯からの調査票の郵送回収先の一元化等に伴う、調査票審査、速報人口・世帯数集計の方法等

結果

調査票の審査

- ・ 調査員回収分の調査票が封入されている『調査書類整理用封筒』の開封に要した時間は、1件当たり平均1.1分（市区町の調査状況等記録表）。
- ・ 世帯が郵送提出した調査票のうち、市区町村コードや調査区番号などの未記入、調査票の汚れなどにより、調査票の読み取りが行えず市区町に回送された調査票1枚当たりの訂正に要した時間は平均10.4分（市区町の調査状況等記録表）。
- ・ 速報人口・世帯数集計項目の1世帯当たりの審査時間は、調査員回収分、市区町持参分及び統計局回送分では3.1分、郵送回収分では2.3分。
また、速報人口・世帯数集計以外の項目の1世帯当たりの審査時間は4.1分（市区町の調査状況等記録表）。
- ・ 「パソコン上での審査に慣れていないので審査事務に時間がかかった。また、記入不備だけでなく読取エラーの修正も行ったため、事務負担が大きかった」との市区町の意見。
- ・ 「審査はデータ訂正システムではなく、紙の調査票で行ったほうがよい」との市区町の意見。

速報・人口世帯数集計

- ・ 世帯名簿の記入内容から単位別調査対象数をリストに転記する事務に要した時間は、1単位区当たり平均6分（指導員記録表）。
- ・ 単位別に、世帯名簿から集計した世帯数と調査票から集計した世帯数の不一致1件当たりの訂正に要した時間は平均約8.2分。不一致の原因の一例としては、「調査対象外の世帯を調査対象として集計」、「調査票未提出世帯の聞き取り調査票の作成漏れ」など（市区町の調査状況等記録表）。
- ・ 「単位別速報人口・世帯数集計項目の未記入が多く、平成22年国勢調査では対応が困難」との市区町の意見。

対応方針

調査票の審査

- ・ 世帯からの郵送提出先を市区町村とすることに伴い、市区町村における調査票の審査は、従来どおり調査票（紙）により行う。

速報人口・世帯数集計

- ・ 聞き取り調査票の作成漏れなどがあった場合には、正確な統計の作成に支障を来すことから、世帯名簿と調査票との照合は不可欠。このため、速報人口・世帯数の集計については、世帯名簿と調査票を照合し、調査票の世帯員数を世帯名簿に転記する事務を指導員に担わせ、その上で従来どおり市区町村が世帯名簿に基づき単位別人口・世帯数をパソコンにより入力する。
調査票の提出方法の多様化に伴う地方事務等の変更に伴い、速報人口・世帯数集計の公表時期を延伸する方向で検討。
「男女別人口」は集計せずに「総人口」のみを集計・公表することの可否について、結果利用上の観点等に基づき今後検討。